

農業者年金

終身年金で安心!

農業者の方は国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

ポイント

1の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

- 年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。
- 高齢農家世帯の家計費は、月額約22万円というデータがあります。
国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。
- 農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- 農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金はありません。)

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	2万円	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※ 上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※ 運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間(令和2年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.97%です。

※ 予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和4年度は0.30%となっています。

※ 各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※ 保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2の説明

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算で最大216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、同一生計の家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJA又は農業者
年金基金にお問合せください。

独立行政法人農業者年金基金
● 専門相談員
TEL:03-3502-3199

JAおきなわ
● 本店組織活性部
TEL:098-831-5157

詳しくは・・・ [農業者年金基金](https://www.nounen.go.jp/) <https://www.nounen.go.jp/>

